

協定項目	21-10	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	広報・広聴事業	

広報・広聴事業

行財政専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調 整 の 内 容
015600	ホームページ	ホームページについては、合併後に再編する。
022900	広報紙	広報紙については、次のとおり合併後に再編するものとする。 (1) 広報紙の編集に当たっては、編集会議を開催する。 (2) 広報紙の内容については、合併後に検討する。 (3) 北檜山町の広報紙発行規則については、廃止とする。 (4) DTP機器のリース契約関係については、体制・活用法を含め検討する。
023100	地区懇談会	地区懇談会については、開催方法を検討し、合併後に再編するものとする。さらには、広報・広聴機能の一層の強化を図るものとする。

先進事例（調整の内容）

■篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設）

- （1）広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山市の例によるものとし、配布方法は、合併時に調整するものとする。
- （2）防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
- （3）相談業務については、新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。

■さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設）

- 広報広聴事業については、以下のとおりとする。
- ア 広報紙等の発行事業については、合併時に統合し、引続き情報の提供に努めるものとする。
- イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

■あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設）

- ・ 広報関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - （1）広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。
 - （2）県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
 - （3）県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。
- ・ 広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。

■加美町（宮城県／平成15年4月1日 新設）

- （1）広報紙の発行については、現行を基本とし、原則毎月1回とする。
- （2）オフトーク通信については、当面、現行のとおりとし、その在り方については加入者の意見を反映させながら、新町で検討するものとする。
- （3）新町において、住民と行政との双方向の情報伝達手段の確立に取り組むものとする。
- （4）行政懇談会については、新町においても実施するものとする。

■瑞穂市（岐阜県／平成15年5月1日 新設）

- 広報の発行は、毎月1回発行とする。
- 新市へ移行後速やかに発行する。
- 広報誌のサイズは、A4版とする。

■東かがわ市（香川県／平成15年4月1日 新設）

- （1）相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
- （2）広報紙については、毎月発行とする。
- （3）その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。